

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 三〇
- 国土調査として指定した件 三〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三〇
- 道路の区域を変更する件 三〇
- 道路の供用を開始する件 三〇
- 廃川敷地等が生じた件 三〇
- 都市計画事業を認可した件 三三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三


福島県告示第四百二十二号

公印を次のように改刻し、平成二十九年四月一日その使用を開始する。
平成二十九年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

告 示

職印

10の1の3	番号	公印の名称	印	公印管理者
		福島県知事印（縦書き賞状、感謝状、表彰状等用）		総務部文書管財総室文書法務課長

（文書法務課）

福島県告示第四百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十九年二月十五日次のとおり指定した。
平成二十九年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市
- 二 調査地域
会津若松市湊町大字共和の一部
- 三 調査期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
梁取吉太郎 梁取広明 渡部欣也 角田裕 角田源作 角田健樹 梁取偉智子 梁取直次 梁取吉太郎 角田ヨシエ 角田行雄
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第五十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
馬場順七郎 馬場三次郎 馬場三四郎 馬場榮三郎 五十嵐茂惣次 馬場徳雄 馬場三四郎 五十嵐次郎 馬場由太郎 馬場義雄 馬場竹三郎 馬場初三郎 馬場辰平 渡部文次郎 目黒角三 小沼忠三郎 藤口義高 福崎武
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第五十号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道釜戸 小名浜線	いわき市渡辺町洞字屋敷田一番四地先から 市泉玉露七丁目 同 一番二地先まで	変更前 変更後	一二・一 一四・二	四四二・三 四四二・三

（道路計画課）

福島県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道釜戸小名浜線	いわき市渡辺町洞字屋敷田一番四地先から 同 市泉玉露七丁目一番二地先まで	平成二十九年三月三日

（道路計画課）

福島県告示第四百十八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系松山川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十九年三月三日
- 三 廃川敷地等の位置

上流端田村市常葉町堀田字大向八十二番一地先から下流端田村市常葉町堀田字大向八十九番四地先まで
 四 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 八八六・五五平方メートル
 (河川計画課)

福島県告示第四百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
 平成二十九年三月三日

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年三月三日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡大熊町のうち大字大川原字南平の一部の区域 (まちづくり推進課)

福島県告示第五百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成二十九年三月三日

- 一 施行者の名称 桑折町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(桑折町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年九月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで (変更後) 昭和六十三年九月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし (下水道課)

公 告

公告第五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年二月十五日
- 二 名称 特定非営利活動法人チーム青い空
- 三 代表者の氏名 鈴木 元子
- 四 主たる事務所の所在地 福島県西白河郡西郷村大字米字間ノ原二十三番地十
- 五 定款に記載された目的 (変更前) この法人は、住民の平和と福祉を実現するために、各種の住民活動を促進・支援するとともに、保健・医療・福祉・教育・世代交流など地域活動の資質を向上するための研究・情報収集・提供を各種団体・個人と提携しながら、住民の諸課題を解決するための事業を行い、住民の幸福を増進することを目的とする。
 (変更後) この法人は、あらゆる年代の人々が運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、相互の親睦を深め、健康の保持・増進を目指す。さらに白河市においてスポーツの一層の振興を図ることで、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成、豊かな高齢化社会の実現など、活力ある地域社会の確立に貢献することを目的とする。
 (文化振興課)

公告第五十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 平成二十九年三月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
831	混合有機質肥料	混合有機スパー3	3.5	8.0	—	含有を 許され る有害	大栄物 産株式 会社	東京都 江東区 佐賀1	平成35 年3月 13日

